

# 経理規程

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット

令和5年4月1日制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット（以下「当法人」）の業務遂行を伴う諸取引を正確かつ迅速に処理し、財政状態および事業成績に関し、真実かつ正確な報告を提供するとともに、事業活動の計数的把握を通じて、事業活動の効率的運営を推進することを目的とする

### (適用)

第2条 当法人の財務経理事務の処理は、この規程の定めるところによる

### (財務経理事務の範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる財務経理関係事項について適用する。

- (1) 会計帳簿および帳票に関する事項
- (2) 金銭出納に関する事項
- (3) 決算に関する事項
- (4) 税務会計に関する事項

### (会計年度)

第4条 当法人の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### (会計単位)

第5条 当法人の財務管理は、原則として法人で統一する

### (区分・部門別管理)

第6条 当法人の活動計算は、法令及び定款に従い区分管理を行い、必要に応じて部門別の管理を行う

### (担当部署)

第7条 財務経理事務は、事務局が行う。

### (責任者)

第8条 財務経理総括責任者は、専務理事とする。

### (担当者)

第9条 財務事務および経理事務は、事務局所属の職員が遂行する。財務事務担当および経理事務担当者は、職制に基づいて定める。必要に応じて財務事務および経理事務を社外に委託することができるが、その判断・承認は専務理事が行いその責任は専務理事にあるものとする。

2 財務事務担当者および経理事務担当者は、財務経理総責任者の指示のもとにこの規程の定めるところに従い、財務事務及び経理事務を遂行する。

(機密保持)

第10条 税務経理事務を通じて知りえた当法人の機密に関する事項は、法令または代表理事の許可なくして漏らしてはならない。

## 第2章 会計帳簿および帳票

(原則)

第11条 当法人の取引は、すべて適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に帳簿および伝票に記録、整理しなければならない。

(勘定科目)

第12条 当法人の勘定科目および配列は NPO 法人会計基準および一般に公正妥当と認められる会計慣行を勘酌して決定する。

(会計伝票)

第13条 すべての取引は、原則として会計帳簿に記録を残す。会計帳簿は電磁的記録による方法、紙による方法どちらかの方法によって作成する。

(会計帳簿)

第14条 当法人の会計帳簿は次のとおりとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 補助元帳
- (3) 合計残高試算表

## 第3章 金銭出納

(範囲)

第15条 この規程において金銭とは、現金および預金をいう。

(出納担当部署)

第16条 金銭の出納は原則として事務局がこの責任を負う。経理担当者の判断で、金銭出納の業務を法人内の者に委任することができる。

(出納責任者)

第17条 金銭の出納責任者は、専務理事とする。

(出納担当者)

第18条 出納担当者は、出納責任者が担当者を定める。必要に応じて出納事務を社外に委託することができるが、その責任は事務局にあるものとする。

(関節入金)

第19条 金銭の出納は、出納責任者が行うこととし、出納担当者以外のも者が金銭を受領した場合には、速やかにこれを出納担当者に引き渡さなければならない。

(領収書)

第20条 金銭を収納した場合には、原則として領収書を作成して交付する。

(収納)

第21条 収納した金銭は、すみやかに銀行口座へ入金させるものとする。  
2 金銭の収納に用いる口座は事務局が管理するものとする。

(支払い基準)

第22条 商品、物品および用役、サービス等の支払いは、契約書等で定められた支払い件によるものとする。  
2 契約書等で定められた支払い条件がない場合、当法人の支払いは原則として月末締め翌月末日銀行振込払いとし、その旨取引先の理解を得るものとする。

(支払いの依頼)

第23条 金銭の支払いに際しては、各業務担当者は請求その他取引を証する証憑に基づいて規定された者の承認を得て、事務局に支払いを依頼するものとする。

(責任)

第24条 決算責任者は、財務経理総括責任者とする。

(予算)

第25条 財務経理総括責任者は、事業計画および予算を作成する責任者とする。

(決算諸表)

第26条 期末決算においては、以下の決算諸表を作成する。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 活動計算書
- (4) 財産目録
- (5) その他法令等に定められた書類

(決算報告)

第27条 財務経理総括責任者は、毎期末の決算諸表を取りまとめ、代表理事に提出する。

## 第5章 税務会計

(税務の基本原則)

第28条 税務の処理に当たっては、税務関係法令を適正に解釈し、適正額による申告および納税を行わなければならない

(税務申告)

第29条 税務申告は、財務経理総括責任者がこれを取りまとめ、代表理事の承認を得て行う。

(付則)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。